

教生学第 476 号

平成 26 年 8 月 7 日

各教育局長 様

教 育 長

北海道いじめ防止基本方針について（通知）

このたび、北海道及び北海道教育委員会では、「北海道いじめ防止等に関する条例」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、別添のとおり、北海道いじめ防止基本方針を策定しましたので、お知らせします。

ついては、管内の道立学校及び市町村教育委員会並びに市町村長に周知するとともに、市町村教育委員会に対しては、所管する学校に確実に周知するよう指導願います。

（学校教育局参事（生徒指導・学校安全））